

令和 3 年度目標設定シート

部目標	適正かつ効果的な行財政運営と事務事業の改善に資するため、京田辺市監査基準に基づいて、限られた監査資源を効果的に配分し効率的に監査等を的確に実施する。
-----	--

課	目標
監査委員事務局	適正かつ効果的な行財政運営と事務事業の改善に資するため、京田辺市監査基準に基づいて、限られた監査資源を効果的に配分し効率的に監査等を的確に実施する。

課名	事業名	事業概要	今年度の目標	指標	指標設定の考え方		
					単位	目標値	
監査委員事務局	監査事務	地方自治法（以下「法」という。）等に基づく監査等の実施 財務監査（法第199条第1項） 行政監査（法第199条第2項） 随時監査（法第199条第5項） 例月現金出納検査（法第235条の2第1項） 決算審査（法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項） 基金の運用状況審査（法第241条第5項） 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項） 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項） など	○定期監査（財務に関する事務の執行等が適切に行われているか監査を実施）対象部局：輝くこども未来室5～8月、市民部7～12月、経済環境部・農業委員会事務局11～3月 ○随時監査（工事監査）（工事の計画、設計、積算及び施工等各段階において法令等に準拠し、適切且つ効率的に執行されているか監査を実施）10～3月 ○例月現金出納検査（各会計の各種帳簿の計数確認及び公金保管状況が適正であるか検査を実施）対象：一般会計・特別会計・公営企業会計の公金保管状況等 ○決算審査、財政健全化判断比率等審査、資金不足判断比率等審査（決算書等の計数が正確であるか、事業の経営等が効率的に行われているか審査を実施）対象：一般会計・特別会計・公営企業会計決算6～9月	定期監査実施回数	回	3	毎会計年度1回以上実施することが法で定められ、市では、全ての所属を3～4年サイクルで順に実施。
				定期監査における前回の指摘事項に対する改善率	%	100	監査委員の指摘を受けた事項の改善を行うことにより、事務の管理及び執行について、適法性・合理的かつ効率的な実施確保を目指す。

令和 3 年度目標設定シート

公平委員会事務局

部目標	職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、本市職員からの勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査等に適切かつ迅速に対応する。
課	目標
公平委員会事務局	職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、本市職員からの勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査等に適切かつ迅速に対応する。

令和 3 年度目標設定シート

固定資産評価審査委員会事務局

部目標	公正で公平な税制運営に寄与するため、不服申出審査に適正かつ迅速に対応する。
課	目標
固定資産評価審査委員会事務局	公正で公平な税制運営に寄与するため、不服申出審査に適正かつ迅速に対応する。